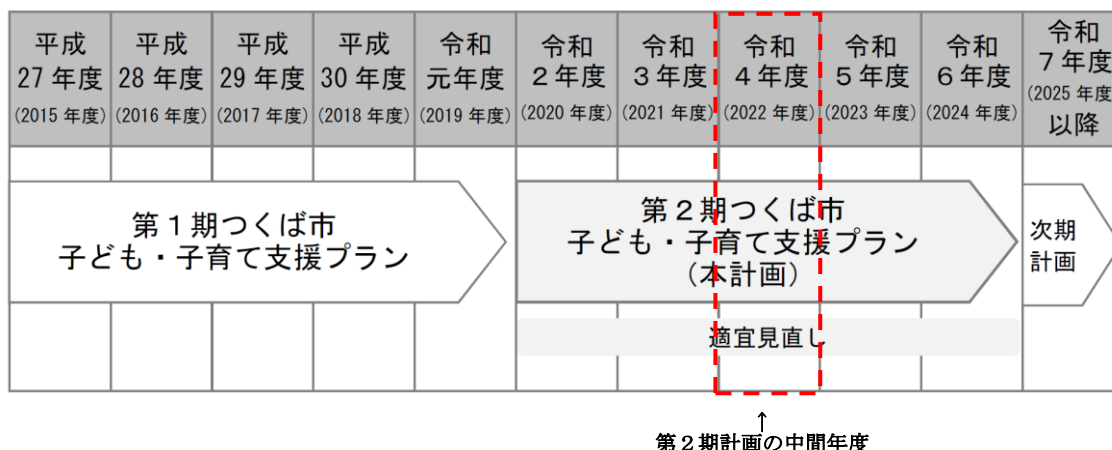


## 第2期つくば市子ども・子育て支援プラン (中間年度の見直し) について

### ◆ 第2期つくば市子ども・子育て支援プランの概要

つくば市では、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画を一体的に策定した「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」を定めています。市プランは5年を1期とすることが法定されているため、計画期間は令和2年度から令和6年度までです。



### ◆ 市プランの中間年度の見直し【背景】について

つくば市では、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年7月2日内閣府告示第159号）」において、「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間中の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。」とされており、これに該当したため、教育・保育の見込み量と確保方策の見直しを行いました。